

インバウンドプロモーション支援事業補助金 Q&A

1 いわて観光キャンペーン推進協議会インバウンド推進部会について

Q: 入会条件はありますか？

→ いわて観光キャンペーン推進協議会の会員または会員団体に所属する事業者であれば入会できます。

Q: どうすれば入会できますか？

→ 上記条件を満たしている事業者は、入会届を提出することで入会できます。入会を希望する場合は、下記までご連絡ください。

【問合せ先】

岩手県 商工労働観光部 観光・プロモーション室 国際観光担当(岩手県庁2階)

電話 : 019-629-5573 FAX : 019-623-2001

e-mail : AE0006@pref.iwate.jp

Q : 法人の住所が県外にありますが、岩手県内の宿泊施設を運営しています。当該宿泊施設にかかるプロモーション活動を行う場合、補助対象となりますか？

→ 当該宿泊施設がいわて観光キャンペーン推進協議会インバウンド部会の会員であり、当該宿泊施設が本県のインバウンド誘客に資する海外プロモーション活動を行う場合は、補助対象となります。

2 事業実施期間について

Q: 交付決定前に支払いをしていた商談会等出展料についても補助対象となりますか？

→ 交付決定前に支払いを行ったものは、補助対象外となります。なお、出張者が個人として手配したものはこの限りではありません。

3 補助対象経費について

Q: 補助対象となる経費はどのようなものですか？

→ 航空運賃、宿泊費(国内経費を除く。)、商談会等出展料、パンフレット等配送費用(海外への配送に限る。)が該当となります。

なお、旅行会社を介して予約手配する場合、旅行会社に対する手数料は、補助対象外となります。

Q: 国内移動にかかる航空運賃は補助対象となりますか？

(例) いわて花巻空港→新千歳空港→海外の空港

→ 補助対象外となります。国外への渡航にかかる部分のみ補助対象です。

Q: プロモーション活動で要した飲食代や現地交通費は補助対象ですか？

→ 補助対象外となります。

Q: 「商談会等出展料」の「商談会等」とは何を指しますか？

→ 観光やMICEをテーマとした博覧会・商談会・イベントなどを指します。

Q: 「商談会等出展料」に、博覧会のブース装飾代は含まれますか？

→ 博覧会の事務局が提示する基本装飾代(基本設備レンタル代)は補助対象となります。

Q: 各種キャンセル料についても補助対象となりますか？

→ 補助対象外となります。

Q: 外貨で支払ったもののレート換算はどのようにすればよいですか？

→ 現地での両替証明書やクレジットカードの明細を提示してください。両替証明書をもとに換算する場合は、算出した日本円を余白に記載してください。なお、算出した日本円の1円未満の端数は切り捨てとなります。

4 その他

Q: 複数の事業者で合同事業を行う場合、1事業者でまとめて申請することはできますか？

→ 事業者ごとに交付申請書等を提出していただく必要があります。

Q: 補助対象事業者のうち「その他、知事が認める事業者」はどのようなところですか？

→ 県、市町村の観光協会、DMOを想定しています。

Q: 利用する便や宿泊施設が未定です。様式第2号(事業計画書)はどのように記載すればよいですか？

→ 予定で構いませんので、利用する可能性のある便や宿泊施設を記載してください。なお、宿泊施設は、宿泊する地域(「〇〇市内のホテル」)を記載することでも差し支えありません。

Q: 市町村等で実施している他の補助金との併用は可能ですか？

→ 本補助金の交付決定後、市町村等において、本補助金に上乗せ補助をすることは可能です。